

貸切バス安全性評価認定コンサルティングのご案内

セーフティバスの認定を取得しましょう

平成31年度申請対応
全国どこでも対応

本当に大切なことのために

セーフティバス認定は、貸切バス事業者にとって必須の取り組みと言っても過言ではなくなりました。認定を取るための過程では、法令遵守状況をはじめとした自社の様々な取り組みを確認していくことになります。そこでの気づきと向き合い、改善していくことが大切です。今後、貸切バス事業者は、更新制・巡回指導・監査・安全マネジメント評価など、様々な形で、外部によるチェックを受けることになります。法令遵守状況に自信のない事業者様には、



その度にドキドキしながら事業を続けていくのではなく、常に胸を張って事業を運営し、名実共に「法令遵守」や「安全性」をうたう事業者になっていくためのお手伝いをさせていただきます。また、意識の高い事業者様には、よりハイレベルなところへ向けての取り組み支援・ご提案をさせていただいております。当社では、セーフティバス認定の取り組みを通じて、事業の改善・適正化を目的としたコンサルティングを実施しています。「認定が取れば中身はどうでもいいや」ではなく、本当に大切なことのために一緒に取り組んでみませんか？

認定までの10ステップ

STEP1

お問い合わせ

電話またはメールにてお問い合わせください。お見積りいたします。

STEP2

打合せ

申請条件に適合しているかの確認、今後の進め方等について打合せをさせていただきます。

STEP3

お申込み

申請条件に適合

申請条件に不適合 → 申請不可
ご希望あれば経営指導コンサルティングを行います。

STEP4

コンサルティング(第1回)

初回訪問では、現状の確認、年度内に行うべき事項、今後の課題の洗い出しなどを行います。

STEP5

コンサルティング(第2回)

第2回訪問では、各取り組み事項の進捗状況の確認、助言などを行います。

STEP6

コンサルティング(第3回)

第3回訪問では、各取り組み事項の確認、申請書作成に向けての助言などを行います。

STEP7

コンサルティング(第4回)

申請書は事業者様にて作成となります。
申請書作成における助言や作成した申請書に誤りがないかのチェックなどを行います。

STEP8

申請書提出

事業者様にて申請書を郵送にて提出します。日本バス協会へ申請手数料をお振込みください。

STEP9

フォローコンサルティング

【オプション】
ご希望により、各取り組みなどが継続的にできているか等の確認を行います。

STEP10

審査・認定

書類審査・訪問による審査を経た後、認定となります。

平成31年度申請は、主に平成30年度の内容が審査されます。来年ではなく現在の取り組みが大事です。



株式会社サポートエクスプレス代表 飯島 勲

西武バス株本社および営業所を経て、「現場の分かる行政書士」としてバス事業者専門の実務支援を行う。㈱サポートエクスプレスでは業界大手から零細までバス事業者向けのコンサルティング・社員教育・研修・組織づくり・業界向けセミナーなどを展開。

お問い合わせ・お申込み

株式会社サポートエクスプレス

電話 04-2937-3082 e-mail info@support-express.com
〒359-1106 埼玉県所沢市小手指町1-26-1-311

サービスに関する重要なお案内

当サービスは、貸切バス事業者安全性評価認定の評価項目をベースとしたコンサルティングサービスとなります。
申請書の代理作成はいたしませんので、あらかじめご了解の上お申込みをお願いいたします。
なお、平成30年6月19日の規定改正により「申請事業者以外の者が作成した書類は審査しない」となっています。
申請書作成を代理業者に依頼しますと規定違反となりますのでご注意ください。

サポートエクスプレスは、バス事業者様への支援を通じて、より安全で快適なバス輸送サービスを全国に広げていきます。

貸切バス安全性評価認定コンサルティング料金表

料金表は平成30年8月1日改訂(平成31年申請対応)のものであります。

訪問パック コンサルティング料金

初回 ★ 認定		コンサルティング料金		★★・★★★ 認定		コンサルティング料金	
訪問回数		訪問4回	訪問3回 + 遠隔1回	訪問回数		訪問4回	訪問3回 + 遠隔1回
中小規模事業者		400,000	370,000	中小規模事業者		360,000	340,000
準大規模事業者	2営業所	440,000	410,000	準大規模事業者	2営業所	400,000	370,000
	3営業所	480,000	450,000		3営業所	440,000	410,000
	4営業所	520,000	490,000		4営業所	480,000	450,000

※ 訪問1回の標準滞在時間は6~8時間

スポット対応 (1回のみ対応・追加の訪問)

★・★★・★★★ 認定		訪問 コンサルティング料金		★・★★・★★★ 認定		ご来所・遠隔 コンサルティング料金	
訪問(滞在)時間		3時間まで	6時間まで	対応時間		1時間	
中小規模事業者		60,000	100,000	中小規模事業者		20,000	
準大規模事業者	2営業所	65,000	110,000	準大規模事業者	2営業所		
	3営業所	70,000	120,000		3営業所		
	4営業所	75,000	130,000		4営業所		
備考		関東のみ対応	全国対応	備考		全国対応	

【ご案内】 必ずお読みください

■ 費用に含むもの

① コンサルティング業務

1) 訪問コンサルティング

訪問により、法令遵守状況等の確認、改善および各種の取り組み方法等について指導を行います。

2) 申請書作成に関するコンサルティング

訪問または遠隔により、事業者様で作成した申請書に誤った書類を添付していないか等の確認を行います。また、書類作成において不明な点について助言を行います。

② メール又は電話による相談業務 (お申込み時より認定時まで対応)

■ 費用に含まないもの

① 消費税 (表示料金は全て税抜価格となります)

② 訪問に必要な交通費、宿泊が必要な場合は宿泊費

③ 日本バス協会への申請手数料(欄外【申請手数料】参照)

→ 事業者様にて直接お支払いください

■ 遠隔によるサービスの提供方法について

遠隔によるサービスは、電話・メール・ZOOMなどを使用して行います。

電話の場合の通話料は、事業者様負担とさせていただきます。

■ 注意事項

① 当社サービス内容の変更について (平成30年7月現在)

平成30年6月19日付で貸切バス事業者安全性評価認定規定が一部改正となり「申請事業者以外の者が作成した書類は審査しない」とことになりました。

当該改正の主旨に沿い、当社では、コンサルティングのみのサービスとさせていただきますこといたしました。従来より添付書類の作成は一切行っておりませんでした。評価シートの作成も含めて申請書は全て事業者様作成となります。ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、事業者様自身で作成できるように最大限のサポートを行います。

② キャンセル規定

認定の可否にかかわらず、事業者様都合によるキャンセルの返金はいたしません。

【事業者区分】

大規模事業者	車両数200両以上の事業者
準大規模事業者	車両数100両以上200両未満、または、営業所が2以上ある事業者
中小規模事業者	車両数100両未満、かつ、営業所が1である事業者

【申請手数料】 申請前に日本バス協会へ支払い

貸切バス車両数	バス協会会員	バス協会非会員
31両以上	174,300円	205,000円
11両~30両	130,900円	154,000円
10両以下	86,700円	102,000円

※平成30年度申請時の申請料金

お問い合わせ
お申込み

株式会社サポートエクスプレス

電話 04-2937-3082

e-mail info@support-express.com

